

○総務省告示第四百十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の五及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の十九の規定に基づき、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を次のとおり指定したので、同條の規定により告示し、公布の日から起算して一箇月を経過した日から適用する。

令和五年十二月十八日

総務大臣 松本 剛明

- 一 iTunes 株式会社
- 二 X Corp.
- 三 エヌ・アイ・アイ・コミュニケーションズ株式会社
- 四 株式会社NTTドコモ
- 五 エヌ・アイ・アイ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 六 Google LLC
- 七 KDDI株式会社
- 八 ソフトバンク株式会社
- 九 TikTok Pte. Ltd.

- 十 西日本電信電話株式会社
- 十一 東日本電信電話株式会社
- 十二 ヲイクロソフト・コーポレーション
- 十三 Meta Platforms, Inc.
- 十四 UQコミュニケーションズ株式会社
- 十五 LINEヤフー株式会社
- 十六 楽天グループ株式会社
- 十七 楽天モバイル株式会社
- 十八 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
- 十九 Wireless City Planning株式会社